

東京都防災ボランティアに関する要綱

平成7年5月11日

6 総災防第 280号

総務局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、震災等の大規模な災害が発生した場合において、都民によるボランティア活動を支援し、もって被災地域における円滑な応急対策活動の実施に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「防災ボランティア」とは、震災等の大規模な災害発生時において、第5条の規定による知事の要請に基づき、第3条に規定する活動に従事する者をいう。

(防災ボランティア活動の種類及び資格)

第3条 防災ボランティアが従事する活動の種類及び該当活動に必要な資格は、別表の左欄に掲げる種類に応じ、同表の右欄に定める資格とする。

(防災ボランティアの登録等)

第4条 防災ボランティアになろうとする者は、防災ボランティア登録申込書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項に規定する申込書の提出があったときは、知事は、申込者に対し、必要な講習、訓練を受けさせるものとする。

3 知事は、前項の講習などを終了した者を防災ボランティアとして登録し、防災ボランティア登録証（第2号様式）を交付する。

(防災ボランティアの出動)

第5条 知事は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける程度の大規模又は広域的な規模の災害が発生した場合において、被害を受けた地域の区市町村長の要請に基づき、防災ボランティアに対し、出動を要請するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、特に必要と認めるときは、防災ボランティアに対し出動を要請できるものとする。

(出動経費の負担)

第6条 防災ボランティアの活動に要する交通費、食費、宿泊費等の実費（現物支給を含む。）は、出動を要請した区市町村長が負担するものとする。ただし、前条第2項の規定による出動経費については、知事が負担するものとする。

(損害補償)

第7条 防災ボランティアが、活動中の事故により死亡し、又は障害を受けたときは、災害時において応急措置の業務に従事した者の損害賠償に関する条例（昭和38年東京都条例第38号）の規定に準じて、補償するものとする。

(被服等の支給)

第8条 災害現場における円滑な業務遂行に資するため、活動内容に対応した被服等を、防災ボランティアに対し支給する。

(登録事項の変更手続き等)

第9条 防災ボランティアは、登録事項に変更があったとき、又は登録を抹消しようとするときは、防災ボランティア登録事項変更・登録抹消届（第3号様式）により、知事に提出しなければならない。

(委 任)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年8月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月25日から施行する。